

船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第281号
事故等種類	衝突
発生日時	平成21年11月28日 06時20分ごろ
発生場所	静岡県石廊埼東方沖 神子元島灯台から真方位080° 8.5海里（M）付近 （概位 北緯34° 36.0′ 東経139° 06.5′）
事故等調査の経過	平成21年11月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 <sup>ちようきゆう</sup> 長久丸、490トン 135076、大平船舶株式会社 B 押船 <sup>こうしやう</sup> 鋳翔丸、180トン 136878、株式会社ジェネック、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 C バージ <sup>こうしやう</sup> 鋳翔、6,129トン 株式会社ジェネック、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	A 船長、五級海技士（航海） 一等航海士、三級海技士（航海） B 船長、三級海技士（航海） 一等航海士、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に破口を伴う凹損 B 右舷船尾構造物（見張台）倒壊 C 右舷中央から船尾外板至り擦過傷
事故等の経過	A船は、船長A及び一等航海士Aほか2人が乗り組み、石廊埼東方沖において、針路約260°及び速力約10.0ノットで自動操舵により航行中、船橋当直中の一等航海士Aが、居眠りに陥った。 B船は、船長B及び一等航海士Bほか5人が乗り組み、C船と押船列（以下「B船押船列」という。）を構成し、石廊埼東方沖を針路約040°及び速力約8.3ノットで手動操舵により航行中、一等航海士Bが、A船を右舷船首方に視認し、A船がB船の船尾方を通過するものと思い、その後、左舷船尾方から接近する大型船に気をとられていた。 11月28日06時20分ごろ、A船の船首部がC船の右舷船尾部に衝突した。 A船及びB船押船列とも航行に支障はなかった。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西～西北西、風速 約5m/s、視程 約7M 海象：波高 約2～2.5m
その他の事項	一等航海士Aは、衝撃で目覚めてB船と衝突したことを知った。 一等航海士Bは、衝突の20分ぐらい前に右舷船首方にA船を視認した

	が、同じ針路及び速力で航行中、衝撃を感じて衝突したことを知った。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は西進中、B船押船列は北東進中、石廊埼東方沖において衝突したものと考えられる。 一等航海士Aは、船橋当直中に居眠りに陥っていた可能性があると考えられる。 一等航海士Bは、A船がB船の船尾方を通過するものと思い込み、左舷船尾方から接近する大型船に意識を集中してA船の接近に気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、石廊埼東方沖において、A船が西進中、B船押船列が北東進中、船橋当直中の一等航海士Aが居眠りに陥り、また、一等航海士Bが、後方から接近する大型船に意識を集中してA船の接近に気付かなかったため、A船とB船押船列が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	